

新政権の政策の具体化に関する意見

平成21年10月15日

全 国 町 村 会

この度、民主党を中心とした新政権が発足したが、地域主権の確立、地方自主財源の大幅増額、基礎自治体重視の政治姿勢に期待しているところである。

全国町村会は、先に『民主党マニフェストに対する意見』として、「国民生活の実態と地域間格差の現状を直視し、この国の活力の源泉であるかけがえのない農山村の価値を守ることを政権公約に反映させ、真に国民の負託に応えうる政権運営を目指すべきである」旨を申し入れるとともに、町村にとって重要と考える事項について、その取り組みを要請したところである。

今後、新政権においては、既に要請した事項を含め、マニフェストに掲げた各種の政策を具体化していくこととなるが、その際、町村が実務を行うことを前提とする新たな事業や町村の行財政運営に影響を与える事項については、その実施方法（廃止を含む。）、実施時期、地方の負担や財源措置などの方針を速やかに明らかにし、制度設計に、町村の実態や意見を十分反映することが、円滑な事業実施に不可欠である。

よって、新政権における政策の具体の検討にあたっては、特に、下記事項について十分配慮するよう強く意見を申し上げる。

記

1. 平成21年度第一次補正予算の執行の見直しについては、危機的状況にある農林漁業、農山漁村の実態を踏まえ、地域の声を幅広く聞き、町村の計画的な事業執行や財政運営に混乱が生じないように最大限配慮すること。
2. 地方公共団体が造成する「緊急雇用創出事業臨時特例基金」、「地域グリーンニューディール基金」等の各種基金は、初年度だけでなく全ての年度で維持すること。
また、地方公共団体以外が造成する基金についても、地域の産業・経済や雇用に与える影響を慎重に見極め、最大限配慮すること。
3. 「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」は、地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施するための極めて重要な財源であるので、執行の見直し対象としないこと。
4. 公共事業の削減については、疲弊した地域経済・雇用への影響に配慮するとともに、「事業の必要性」の判断や「費用対効果」のチェックにあたっては、町村の意見を十分踏まえ、災害の未然防止、救急医療アクセス、安全な通学路の確保など地域の実情を適正に反映すること。

5. 地方分権の推進に不可欠な「地方の自主財源の大幅増額」に直ちに取り組むこと。また、自主財源の具体的内容と実施時期を、それぞれ明確にすること。

その際、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。

6. 極めて厳しい国・地方の財政状況の下、自動車関連諸税の暫定税率を廃止するのであれば、個別自治体の減収に対する明確な代替財源を示すこと。

なお、直轄事業負担金の廃止は、町村の減収分の補填にならないものであること。

また、遅れている地方の道路整備の財源を確保する道筋を具体的に明らかにすること。

7. 補助金の廃止と「一括交付金」の創設については、交付総額の確保、配分基準、財政力の弱い自治体への配慮、年度により偏在性の大きな事業への対応、段階実施の工程などをあらかじめ明らかにするとともに、制度設計にあたっては、町村の意見を十分踏まえること。

また、地方交付税制度との整合性にも十分留意すること。

8. 現行「過疎法」の失効を控え、著しい少子・高齢化の進行、都市部との格差拡大など過疎地域の厳しい現状を踏まえた「新たな過疎対策法」を制定すること。

9. 後期高齢者医療制度は定着しており、高齢者はもとより現場である町村に大混乱をもたらすため、性急な廃止は行わないこと。

新制度を創設するのであれば、町村の意見を尊重し、十分な時間をかけて検討するとともに、その間は現行制度の円滑な運営に努めること。

なお、新制度は、世代間の負担の明確性や財政基盤の安定性など現行制度の根幹は維持し、国・都道府県の役割と責任を明確にした制度とするとともに、国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、最終的には医療保険制度の一本化を図ること。

10. 子ども手当の創設については、制度設計にあたり町村の意見を十分尊重するとともに、制度の詳細について早期に情報提供し、十分な準備期間を確保すること。

また、人件費やシステム改修費などを含め、必要な経費については、全額国庫負担とすること。

さらに、出産一時金の引き上げ（42万円から55万円）にかかる必要な経費については、全額国庫負担とすること。

11. 障害者自立支援法に係る施策は定着しており、障害者等のもとより現場である町村に混乱をもたらすため、性急な廃止は行わないこと。

「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定するのであれば、町村の意見を尊重し、十分な時間をかけて検討するとともに、その間は現行制度の円滑な運営に努めること。

12. 介護事業者に対する加算介護報酬の支給については、町村に新たな事務負担が生じることのないよう、「介護職員処遇改善交付金」の仕組みを活用するなど効率的な支給方法について検討すること。
また、支給に要する経費については、全額国庫負担とすること。
13. 農林漁業者に対する戸別所得補償制度等の導入にあたっては、公平性、透明性に留意して現場での混乱を避けるとともに、町村負担を伴わない具体策を早急に示すこと。
14. W T O等の国際交渉にあたっては、我が国の農林漁業の実情を十分認識の上、地域の産業・経済が崩壊することのないよう粘り強く交渉すること。
15. 危機的状況にある農林漁業・農山漁村の実態を直視し、食料・木材自給率向上の具体的な数値目標を早急に決定するとともに、「中山間地域等直接支払制度」をはじめ農山漁村の自立・再生を支援する施策を継続・拡充すること。

16. 高速道路の無料化については、今後の交通政策における位置付け、地域経済への波及効果、公共交通機関に与える影響、新たな高速道路や一般道路の整備への影響などを十分見極めること。

また、地域住民の足が奪われないよう、離島航路やローカル鉄道を維持するための交通事業者に対する支援措置も必要であること。

17. 高校の授業料実質無償化等については、町村を事業主体とした場合、高校の在学状況の把握等に多大な事務負担が生じることから、間接的に無償化とする方法など効率的かつ本来の目的に適う支給方法や、最も適切な事業主体について検討すること。

また、支給に要する経費については全額国庫負担とすること。